

スポーツ医・科学拠点整備に向けた有識者懇談会傍聴要綱

(目的)

第1条 この要綱は、スポーツ医・科学拠点整備に向けた有識者懇談会（以下「懇談会」という。）の傍聴に係る手続、遵守事項その他の必要な事項について定めることを目的とする。

(傍聴者の定員及びその決定方法)

第2条 傍聴者の定員及びその決定方法は、スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ振興課（以下「スポーツ振興課」という。）の長がこれを決定するものとする。

(傍聴の手続)

第3条 懇談会の傍聴を希望する者は、あらかじめ公表した方法により、傍聴の申出をしなければならない。

(会場に入ることができない者)

第4条 ポスター、ビラ、拡声器の類を持っている者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者は、会場に入ることができない。

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、静粛を旨とし、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 携帯電話、スマートフォンその他音を発生する機器の電源を切ること。
- (4) その他会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となる行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴者は、会場において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、スポーツ振興課の長が許可した場合は、この限りでない。

(傍聴者の退場)

第7条 傍聴者は、懇談会が傍聴を認めない事項に関する意見交換等を行おうとするときは、直ちに会場から退場しなければならない。

(傍聴者への指示)

第 8 条 傍聴者は、スポーツ振興課の職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第 9 条 傍聴者がこの要綱の規定に違反したときは、スポーツ振興課の長は、傍聴者に対して必要な措置を命ずることができる。

2 傍聴者が前項の規定による命令又は前条の指示に従わないときは、スポーツ振興課の長は、その者に対して会場からの退場を命ずることができる。

(周知)

第 10 条 スポーツ振興課の長は、傍聴を希望する者及び傍聴者に対し、この要綱の周知を図らなければならない。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の傍聴に関し必要な事項は、スポーツ振興課の長が決定するものとする。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 9 日から施行する。